

パルシェ・アントレポイントカード会員規約

第1条 目的

パルシェ・アントレポイントカード会員規約（以下「本規約」という）は静岡ターミナル開発株式会社（以下「当社」という）が運営する商業施設内の出店店舗（一部店舗を除く）において、お客様に対し提供するポイントカードサービス（以下、「本ポイントカードサービス」という）に関し、必要なことを定めることを目的とします。

第2条 会員資格

会員とは、本規約に同意の上、ご利用されるお客様ご自身が入会の申し込みをされ、当社が入会を承認した個人をいいます。

第3条 カードの発行

- 1、2023年10月1日以降は新規入会のカードの発行は行いません。
- 2、2023年9月30日までに発行されたカードは、継続してご利用いただけます。
- 3、本カードは入会を申し込まれたご本人のみが利用でき、特典を受けることができます。他人に譲渡、貸与することはできません。

第4条 会費

年会費は無料です。

第5条 ポイントの付与

- 1、会員が本ポイントカードサービス対象店舗を利用し、レジ精算前に本カードをご提示いただいた場合に限り、お買上げ金額に応じて、ポイントを付与します。
- 2、お買上げ金額110円（税込）につき1ポイントを付与します。110円（税込）未満の端数代金にはポイントは付与できません。なお、当社の企画により、ポイント付与率の変更やお買上げを伴わないポイント付与、別途期限や用途を定めたポイント付与を行う場合があります。
- 3、以下の商品・役務等についてはポイント付与の対象になりません。

- ①たばこ、金券類（ギフトカード、商品券、ギフト券、チケット、プリペイドカード等への入金、切手、印紙等）、箱代等の商品
- ②自動販売機でのお買上、駐車場料金、講演会・講座等への参加費、一部イベント会場でのお支払い等
- ③加工・修理代、送料、公共料金等の振込み、税金お預かり、会費、入会費、医療にかかる費用、売掛の入金等の役務
- ④その他一部の店舗、商品、役務等について対象外とすることがあります。
- 4、会員は、付与されたポイントを譲渡、または移行し合算させることはできません。
- 5、ポイントは換金できません。
- 6、ポイントは商品、サービス等の購入・利用時のみに付与するもので、本カードを忘れたことによる購入・利用後のポイント付与を行いません。

第6条 ポイントの利用

- 1、付与されたポイントは、入会申込書ご提出後、1週間程度で利用可能となります。
- 2、付与されたポイントは、本ポイントカードサービス対象店舗にて、500ポイントを500円として500ポイント単位でお支払いご利用いただけます。なお、決済方法によってポイントをご利用いただけない場合があります。
- 3、以下の商品、役務等にはご利用いただけません。

 - ①たばこ、金券類（ギフトカード、商品券、ギフト券、チケット、プリペイドカード等への入金、切手、印紙等）。
 - ②医療（診療、検査、調剤等）
 - ③その他一部の商品、役務等について対象外とすることがあります。

- 4、ポイントをご利用のお買物については、そのご利用分をポイント付与の対象外とします。
- 5、利用したポイントは付与されたポイントの合計（以下「積立ポイント」という）から自動的に差し引かれます。

6、当社の過失による場合または当社が別に定める場合を除き、利用したポイントを積立ポイントに戻すことはできません。

7、ポイントの残高および有効期限は、お買上げ時に発行するポイント付与レシートで確認することができます。

第7条 ポイントの有効期限と失効

ポイントの積立期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。ポイントの有効期間は、ポイント積立期間とそれに続く1年間とします。有効期間後はポイント残高に関わらず、当該積立期間のポイントはすべて失効します。

第8条 お買上げ商品返品時の処理

- 1、会員はポイントの付与対象となった商品を返品する場合は、お買上げ時に発行されたレシートとともに本カードを提示しなければなりません。この場合、当該商品のお買上げ時に付与されたポイントは抹消します。なお、取消されるべきポイントが既に利用されている場合は、1ポイント1円として換算し現金でのお支払いを請求することができます。
- 2、会員はポイントを利用した商品を返品する場合は、お買上げ時に発行されたレシートと共に本カードを提示しなければなりません。この場合、当該商品のお買上げ時に利用されたポイントは積立ポイントに加算して返還されます。ただし、当該商品のお買上げ時に利用されたポイントの有効期限が返品のお申し出時に既に過ぎている場合は、返品当日のみ有効なポイントとして返還されます。ポイント利用分を現金で返品することはできません。

第9条 届出事項の変更

会員の住所、氏名、電話番号等に変更があった場合は、すみやかにパルシェのインフォメーションまたはアントレのサービスカウンターで変更の手続きを行ってください。変更手続きがない場合、当社からの連絡、通知が届かず、特典が受けられないことがあります。

第10条 TOKAI STATION POINTとの統合

- 1、パルシェ・アントレポイントカードに付与されたポイントはTOKAI STATION POINTと統合することができます。ただし、パルシェ・アントレ ALL-Sカードは統合の対象外となります。
- 2、TOKAI STATION POINTと統合した場合は、パルシェ・アントレポイントカードの会員資格を喪失いたします。

第11条 本カードの再発行

- 1、本カードが紛失、盗難、汚損、磁気不良になった場合は、速やかにパルシェのインフォメーションまたはアントレのサービスカウンターまでお申し出ください。所定の手続きによりカードを再発行いたします。
- 2、再発行の場合、会員番号は変更となります。
- 3、破損・磁気不良による再発行に限り、それまでの積立ポイントは引き続き有効とし、新しいカードへ移行いたします。ただし、破損・磁気不良となった本カードをご持参いただかなかった場合は無効となります。
- 4、紛失・盗難による再発行の場合は、それまでの積立ポイントは移行されず無効となります。
- 5、カードの紛失・盗難・その他の事情によるポイントの損害について、当社は一切その責任を負いません。

第12条 会員資格の喪失

会員が以下のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失するとともに、積立ポイントも失効するものとします。この場合、すみやかに本カードを当社に返却するものとします。

- ①本規約に違反し、当社が会員として不適格であると判断した場合
- ②最後にポイントの付与又は利用がされた日から2年間ポイントの付与又は利用がない場合
- ③ポイントの付与又は利用が一度もないカードについては、本カードの発行の日の翌日から2年間経過した場合

第13条 反社会的勢力の排除

- 1、会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

- ③暴力団準構成員
- ④総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑤前各号の共生者

⑥その他前各号に準ずる者

2、会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ①暴力的な要求行為

- ②法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

第14条 退会

会員は以下の場合は退会となり、退会に伴い会員退会時までの積立ポイントは消滅するものとします。

- ①パルシェのインフォメーションまたはアントレのサービスカウンターに退会の申請をし本カードを返却した場合

- ②会員資格を喪失した場合

第15条 個人情報の取り扱い

1、収集・利用・提供する個人情報項目

- ①会員は、当社が本カードの運営、管理に必要な以下の会員情報を収集、保有、利用することに同意するものとします。

- ②買上履歴（日付、店舗、金額、ポイント数）等の本カードの利用に関する情報

- ③本カードの無効、退会、紛失、盗難等に関する情報

- ④DM等不要の申し出に係る情報

- ⑤個人情報保護法等の法令を遵守した上で、アンケート等で当社が取得するあらゆる個人情報

2、個人情報の利用目的

- ①当社が行う会員向け特典およびサービスの提供

- ②当社が運営する商業施設の各種イベント、サービス等に関する情報提供

- ③当社が運営する商業施設に係るマーケティング活動、アンケート

- ④当社が運営する商業施設に出店する店舗の各種イベント、商品、サービス等に関する情報提供

- ⑤当社が運営する商業施設内でお買上げの商品、サービス、役務等に関するトラブル発生時の連絡

- ⑥お客様からのお問い合わせに関する対応

3、個人情報の利用範囲

- ①JR東海との共同利用

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、JR東海と共同利用を行います。

※共同利用する個人データの項目：

第1項に定める各項目

※共同して利用する者の利用目的：

第2項に掲げる項目

※個人データの管理について責任を有する者：

静岡ターミナル開発株式会社

静岡市葵区黒金町49番地

代表取締役社長 畑田整吾

②業務委託先への提供

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、必要最小限の個人情報を業務委託先に提供することができます。

③第三者への提供

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で当社の運営する商業施設内の出店店舗に第1項に定める各項目を提供することができます。本人の事前承諾なしに個人情報を、JR東海、当社の運営する商業施設内の出店店舗および業務委託先以外の第三者には提供しません。ただし、法令に基づき要請された場合や生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は第三者に個人情報を提供する場合があります。

4、個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用・提供の停止等

ご自身の会員情報について開示、訂正、追加、削除や利用・提供の停止等をご希望される場合は、パルシェのインフォメーションまたはアントレ2階事務所へお申し出ください。お申し出いただいた方がご本人であることを確認させていただいた上で、合理的な期間および範囲で開示、訂正、追加、削除、利用・提供の停止等に応じるものとします。

5、会員情報の取り扱いについて不同意の場合

会員が当社の定めた入会申し込みに必要な登録事項をご登録されない場合、入会後において登録の削除を求める場合、もしくは本規約の全部または一部に同意いただけない場合は、お申し込みいただけません。

第16条 規約の変更等

1、当社は、法令に定める範囲内で、会員規約を変更できるものとします。当該変更は、WEBサイト等で原則効力発生日の2週間前までに告知するものとします。ただし、会員の利益に適合するときは、この限りではありません。

2、会員規約の変更後は、変更後の内容のみ有効となります。

第17条 サービスの中止及び終了

1、当社は、次の各号に該当する場合に、本ポイントカードサービスを中断又は終了させができるものとします。

①本ポイントカードサービスの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合又は障害が発生した場合

②当社が、本ポイントカードサービスの中止又は終了を判断した場合

③その他、やむを得ない事情がある場合

2、当社は、本ポイントカードサービスの中止又は終了に伴って会員に生じた損害その他のいかなる不利益について、一切責任を負いません。

3、当社は、本ポイントカードサービスを中断又は終了するときには、WEBサイト等で告知するものとします。ただし、本ポイントカードサービスの中止又は終了が緊急に必要となった場合、その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。

第18条 準拠法、裁判管轄

1、本規約は日本法を準拠法とします。

2、本規約に関して、会員と当社の間で紛争が生じた場合、当社の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条 問い合わせ窓口

本規約、ポイントの付与及び利用並びに会員情報等に関するご質問は下記までお問い合わせください。

静岡ターミナル開発株式会社

〒420-0851 静岡市葵区黒金町49番地

TEL 054-255-1081 (9:30~17:00)

2023年10月現在